

第199回 小樽市都市計画審議会 会議録

[開催日時] 令和6年5月27日(月) 10時00分～10時50分

[開催場所] 小樽市消防庁舎6階 講堂

[会議次第]

1 開 会

2 挨拶

3 委員及び事務局の紹介

4 議 題

(1) 会長選出

(2) 会長職務代理者の指名

(3) 諮問事項

・小樽都市計画 ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更<小樽市決定>
(第1号小樽市天神ごみ焼却場)

(4) その他

5 閉 会

【出席委員】(50音順)

あきもと ともり 委員、うえのやま てつお 委員、おおつ しょう 委員、おも の だいすけ 委員、こん の ゆたか 委員、

さいとう ともこ 委員、ささき きよたか 委員、しょうだ とおる 委員、たかの さくら 委員、たかの しんえい 委員、

なかばち じゅんじ 委員、なかむら いわお 委員、ひらまつ まさと 委員

以上 13名

【欠席委員 2名】

きたじま よしはる 委員、まえかわ ひとし 委員

【説明のための出席者】

《建設部》松浦部長、山岸次長

《都市計画課(事務局)》佐藤課長、荒谷主査、高橋(卓)主査、門司、近江

目次

1 開会	2
2 挨拶	2
3 委員及び事務局の紹介	3
4 議題	6
(1) 会長選出	6
(2) 会長職務代理者の指名	7
(3) 諮問事項	8
【質疑】	13
【採決】	18
(4) その他	18
5 閉会	19

1 開会

《佐藤課長》

それでは定刻となりました。

本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

1名の方からは、欠席の御連絡が来ておりまして、もう1名の方は所用があるということで遅れているという状況でございますが、小樽市都市計画審議会条例に規定されている定足数を満足しておりますので、ただいまから、第199回小樽市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、当審議会事務局を担当しております都市計画課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに審議会の開催に当たりまして、建設部長の松浦から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

《松浦部長》

皆様おはようございます。建設部長の松浦でございます。

本日はお忙しい中、また、あいにくの雨でお足元の悪い中、小樽市都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から市政の推進に当たりまして、皆様の御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

本日は、委員の改選後、最初の審議会となりますけれども、皆様におかれましては、何かと御多忙の中、委員の就任を快く引き受けいただき、改めてお礼を申し上げますとともに、2年間という大変長い任期期間ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

本都市計画審議会につきましては、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、設置されております。この目的といたしましては、都市の健全な発展と、そして秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と、公共の福祉の増進に寄与するため、審議を行うといったところでございます。

都市計画につきましては、本市のまちづくりを具現化する重要な施策である一方、公共の福祉のために事業者や市民の方々の私権を制限する、こういった側面もございます。したがって、当審議会において、慎重かつ十分な審議が行われることが、都市計画の手続きとして大変重要であると考えているところでございます。

本日は、事務局の方から小樽市天神ごみ焼却場の変更について、御説明させていただきますけれども、委員の皆様方の幅広い御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、小樽市都市計画審議会開催の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員及び事務局の紹介

《佐藤課長》

続きまして、次第の3、「委員及び事務局の紹介」になります。

本日は、委員改選後、最初の審議会となりますことから、委員の皆様のお名前を私から御紹介させていただきます。なお、本日の座席につきましては、50音順にお座りいただいております。御紹介につきましても、この順で進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、市議会議員として委嘱されました「秋元委員」です。

《秋元委員》

おはようございます。秋元です。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、住民委員として委嘱されました「上野山委員」です。

《上野山委員》

上野山といいます。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、学識経験者として委嘱されました「大津委員」です。

《大津委員》

小樽商大、大津でございます。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、市議会議員として委嘱されました「面野委員」です。

《面野委員》

おはようございます。面野です。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、学識経験者として委嘱されました「北島委員」ですが、本日、少々遅れている状況でございます。

続きまして、住民委員として委嘱されました「今野委員」です。

《今野委員》

今野です。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、同じく住民委員として委嘱されました「齋藤委員」です。

《齋藤委員》

おはようございます。小樽消費者協会、齋藤です。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、同じく住民委員として委嘱されました「佐々木委員」です。

《佐々木委員》

佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、学識経験者として委嘱されました「正田委員」です。

《正田委員》

正田です。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、市議会議員として委嘱されました「高野さくら委員」です。

《高野さくら委員》

高野です。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、学識経験者として委嘱されました「高野伸栄委員」です。

《高野伸栄委員》

高野伸栄です。どうぞよろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、市議会議員として委嘱されました「中鉢委員」です。

《中鉢委員》

中鉢でございます。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、同じく市議会議員として委嘱されました「中村委員」です。

《中村委員》

中村岩雄です。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、学識経験者として委嘱されました「平松委員」です。

《平松委員》

平松でございます。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

なお、住民委員として委嘱されました「前川委員」につきましては、本日所用により御欠席ということでございます。以上、15名の皆様に御審議をいただくことになります。

委員の皆様の任期につきましては、令和8年3月末までの2年間ということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、当審議会の事務局の紹介をさせていただきます。建設部「松浦部長」です。

《松浦部長》

松浦です。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

同じく建設部「山岸次長」です。

《山岸次長》

山岸です。どうぞよろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

都市計画課「高橋主査」です。

《高橋主査》

高橋です。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

同じく「荒谷主査」です。

《荒谷主査》

荒谷です。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

同じく「門司主事」です。

《門司主事》

門司です。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

同じく「近江主事」です。

《近江主事》

近江と申します。よろしくお願いいたします。

《佐藤課長》

続きまして、本日の配付資料を確認させていただきます。

まず、本日の「次第」がございます。それから「資料No.1-1」、「1-2」、「1-3」、「資料No.2」の5種類を事前に配付させていただいているはずです。

そして、本日、机上配付しております「委員名簿」、「座席表」と、「諮問書の写し」となっております。以上になりますが、過不足等ございましたら、事務局までお声がけをいただければと思いますが、よろしいでしょうか。また、本日の審議会も公開ということで進めさせていただきたいと思えます。

それでは続きまして、次第の4、議題に移ります。

4 議題

(1) 会長選出

《佐藤課長》

本日の議題でございますけれども、一つ目に当審議会の会長の選出、二つ目に審議会会長職務代理者の指名、三つ目に諮問事項として、「小樽都市計画ごみ焼却場の変更」について御審議いただきます。

議事の進行につきましては、議題の(1)におきまして、会長が選出されるまでの間は、事務局にて進めさせていただきたいと思えますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは議事に入らせていただきますが、会長の選出につきましては、資料No.2の「小樽市都市計画審議会条例」の第4条第1項にありますとおり、「学識経験者である者として委嘱された委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。」と規定されております。

それではここで、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。もし、ないようであれば皆様の御了承をいただいたうえで、事務局から会長候補を御提案させていただき、お諮りしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

《佐藤課長》

ありがとうございます。それでは、事務局から会長候補を御提案させていただきたいと存じます。新会長には、前期、会長をお願いしておりました「高野伸栄委員」をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでございましょうか。

(異議なしの声)

《佐藤課長》

ありがとうございます。それでは、委員の皆様の御賛同を得ましたので、今期当審議会の会長に「高野伸栄委員」を選出することといたします。

早速ですが、会長に御就任いただく高野委員におかれましては、会長席に移動いただきたいと思ひます。

それでは、高野会長に就任の御挨拶をいただきまして、以降の議事進行をお願いしたいと思います。高野会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

《高野伸栄会長》

前期に引き続きまして、会長の役を仰せつかることになりました。高野でございます。先ほど、部長からもお話がありましたけれども、都市計画審議会というのは、市民生活や産業活動に関わる非常に大切な事柄を決める、極めて重要な役割があると考えております。

大変微力ではございますけれども、皆様方の御協力を頂戴しながら、この会の円滑な運営に努めてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 会長職務代理者の指名

《高野伸栄会長》

それでは、続いて会長職務代理者の指名でございます。私の方から御指名させていただきます。学識経験者で小樽のまちづくりについても、大変御尽力されておられます。小樽商科大学の天津先生をお願いしたいというふうに思ひます。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

《高野伸栄会長》

ありがとうございました。では天津委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

《天津委員》

よろしくお願ひします。

《高野伸栄会長》

ありがとうございます。それでは、続いて議事を進めてまいりますけれども、報道機関の方の写真撮影につきましては、これ以降、御遠慮いただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

（３）諮問事項

小樽都市計画 ごみ焼却場の変更

《会長》

それでは、議題３です。諮問事項の「小樽都市計画ごみ焼却場の変更（小樽市決定）」ということで、まずは御説明を頂戴したいと思います。

【資料No.1－1】 PP0

《事務局》

それでは、諮問事項「小樽都市計画ごみ焼却場の変更」について、説明させていただきます。スクリーンが見えにくい場合は、資料No.1－1を配布しておりますので、併せて御覧ください。

本議案については、昨年、素案を作成いたしまして、令和５年９月から令和６年２月にかけて住民説明会や関係機関との協議を実施しております。その後、今年の２月に開催しました小樽都市計画審議会において、協議事項として、小樽市天神ごみ焼却場を廃止するという素案を審議していただき、了承をいただいております。また、審議会後の３月にこれを原案として、北海道と事前協議を行い、事前協議の結果としては、問題がなかったため、「意見なし」との回答をいただいております。

更に、４月１０日に都市計画法第１７条第１項の規定に基づき、住民及び利害関係者からの意見を聞くために、変更案の公告を行い、２週間の縦覧を行いました。こちらについても意見書の提出はありませんでした。そのため、前回の審議会でお示した都市計画変更案の内容から、変更及び修正はございません。

これらの経過を踏まえ、本日、小樽市天神ごみ焼却場の廃止について、諮問事項として御審議いただき、答申をいただきたいと思いますので、今一度、案について説明させていただきます。それでは早速説明に入ります。

【資料No.1－1】 PP1

《事務局》

資料No.1－1の１ページ目になります。

今回、変更の対象となるごみ焼却場の名称は「第１号小樽市天神ごみ焼却場」になります。このごみ焼却場については、北海道新幹線の新小樽（仮称）駅及び周辺整備による、跡地利用が明確になるとともに、焼却場の除却が確定したことから、都市計画を廃止することが、今回の変更案でございます。

【資料No.1－1】 PP2

《事務局》

次に、2 ページになります。

まず、最初に都市計画の体系について、説明させていただきます。都市計画は、大きく分けると「土地利用」・「都市施設」・「市街地開発事業」の三つに分けることができますが、これらは、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」通称、「区域マス」と言われているものと、市町村が定める都市計画に関する基本方針であります通称「都市マス」と言われている「都市計画マスタープラン」などのマスタープランに即して、必要な事項を定めることになっております。

なお、ここからは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は「区域マス」と、「小樽市都市計画マスタープラン」は「都市マス」と呼ばさせていただきます。

本議案で御説明するごみ焼却場につきましては、都市計画法上、都市施設の施設に分類されており、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な都市施設として、都市計画決定されております。

【資料No.1－1】 PP3

《事務局》

次に 3 ページになります。

こちらは今回変更するごみ焼却場の箇所図であります。

昨年、都市計画決定をした北海道新幹線新小樽(仮称)駅の駅前広場に隣接する、天神2丁目に位置しております。

【資料No.1－1】 PP4

《事務局》

次に 4 ページになります。

ごみ焼却場の都市計画決定の経緯になります。

本市における一般廃棄物のごみ焼却場は、昭和39年に天神2丁目において「第1号 小樽市天神ごみ焼却場」を都市計画決定し着工、昭和41年から稼働が開始されました。それまでは、明治末期に建設された焼却場が、大正11年に大改修を行ったものの、使用可能となり、埋め立て処理をしていたところです。

稼働後の天神ごみ焼却場は、増え続けるごみの量とごみ質の変化、加えて施設の老朽化により、ごみ全量の焼却処理が困難になっていきました。そこで、平成3年に塩谷4丁目において「第2号 小樽市廃棄物焼却場」を追加で都市計画決定したところでありますが、市民の建設反対陳情により着工できないまま、建設を断念したところであります。

その後、平成13年3月に、天神ごみ焼却場は、ダイオキシン類の第3次規制への対応ができなかったことから、廃棄物及び清掃に関する法律に基づく、ごみ処理場としての用途を廃止し、一切の焼却を停止したところであります。

焼却停止以降の一般廃棄物の処理は、平成12年に桃内2丁目で、新たに供用開始されていた埋立処分場において、全量を埋め立て処分することとしたところであります。

埋立処分場については、都市計画決定が不要でありましたが、埋め立て量の縮減等をめざし、焼却施設等を併設したごみ処理施設としての整備に向け、「北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ処理施設」として、平成16年2月に都市計画決定を行い、平成19年から焼却施設の供用が開始され、現在に至っております。

なお、平成3年に塩谷4丁目において決定した「第2号 小樽市廃棄物焼却場」については、平成16年に廃止の都市計画変更を行っております。

天神ごみ焼却場については、平成19年の「広域連合ごみ処理施設」の稼働により、焼却施設としての再計画の可能性はなくなり、ほかの公共施設の立地など、土地利用の転換を模索していたところであります。

一方で、天神2丁目は、北海道新幹線のルートとなっていたところですが、平成29年に策定した「北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画」における土地利用で、この場所に駐車場を整備することを位置付け、更に昨年度から、ごみ焼却場の解体工事に着手し、施設の廃止が確定したため、今回、都市計画も廃止するものであります。

【資料No.1-1】 PP5

《事務局》

次に5ページになります。

こちらが、市内にあるごみ焼却場、ごみ処理場の位置図になります。星印1の赤枠で囲っている所が、今回廃止する小樽市天神ごみ焼却場になります。同じごみ焼却場で、青色の星印2は、平成16年に廃止された焼却場になります。

【資料No.1-1】 PP6

《事務局》

次に6ページになります。

都市計画に関する上位計画との整合について御説明いたします。先ほども説明しましたが、都市施設の分類に入っている都市計画道路や、ごみ焼却場など、個別の都市計画は、都市計画法に基づき北海道が定める「区域マス」や本市が定める「都市マス」などの上位計画に即したものでなければなりません。

【資料No.1-1】 PP7

《事務局》

次に7ページになります。

こうした上位計画における位置付けと、今回変更する都市計画との整合であります。まず初めに、「区域マス」ですが、都市施設に関する主要な都市計画の決定の方針において、「経済活動や地域間交流などの促進のため、国道等の幹線道路や北海道横断自動車道、北海道新幹線等による広域交通ネットワークの確立に努める。」こととしているほか、「小樽市天神ごみ焼却場等については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理

又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。」こととしております。

今回の変更は、北海道新幹線の新小樽(仮称)駅及び周辺地区整備に伴う、交通ネットワークの確立を目的としており、区域マスの都市施設に関する方針と整合しています。

【資料No.1-1】 PP8

《事務局》

次に 8 ページになります。

「都市マス」ですが、交通の方針において、「後志圏や道央圏の陸上・海上の交通結節点として、経済活動や地域間交流などの促進のため、国道などの幹線道路や北海道横断自動車道、北海道新幹線のほか、フェリーや貨物船による広域交通ネットワークの確立を促進する。」こととしているほか、生活環境の方針において、「ごみ焼却場などは、公共施設等総合管理計画が示す方針に基づき、利用実態に基づいた施設管理を行う。」こととしております。

今回の変更は、北海道新幹線の新小樽(仮称)駅及び周辺地区整備に伴う、交通ネットワークの確立を目的としており、都市マスの交通の方針と整合しています。

【資料No.1-1】 PP9

《事務局》

次に 9 ページになります。

こちらが、付近の航空写真ですが、赤く塗りつぶしている所が天神ごみ焼却場の区域であり、今回の変更は、このごみ焼却場の廃止、区域をなくすという都市計画変更になります。

黄色い矢印で示している方向で、現地の写真を撮ったものが、次のスライドになります。

【資料No.1-1】 PP10

《事務局》

次に 10 ページになります。

こちらが現地写真になりますが、昨年都市計画決定した新駅駅前広場の区域から、勝納川を挟んで東側にごみ焼却場の区域があります。

付近の土地利用の状況としては、ごみ焼却場の周囲には事業系の建物が点在しており、勝納川に沿って、山と山に囲まれた自然豊かな地域となっております。

【資料No.1-1】 PP11

《事務局》

次に 11 ページになります。

こちらは、今回変更するごみ焼却場の現況図になります。今回、都市計画変更をする範囲は、赤線で囲んでいる区域になります。面積は約 1.4ha あり、区域の北側には、昨年度から解体を進めているごみ焼却場の建物、区域の南側には、小樽浄化センターさんの建物があります。

【資料No.1－1】 PP12

《事務局》

次に 12 ページになります。

新小樽(仮称)駅前広場や、その周辺の整備のレイアウト図になります。今回、都市計画変更をするごみ焼却場の区域は、中長期駐車場を整備して、観光バスや一般車両が駐車できるように計画しています。

また、ごみ焼却場から勝納川を挟んで向かい側、駅前広場内にある既存の道路が廃道になりますので、スライドの上に当たる北側に、新たな道路や橋を造り、道路が振替えられることになります。

【資料No.1－1】 PP13

《事務局》

次に 13 ページになります。

こちらが、新小樽(仮称)駅や、その周辺の整備についての、参考のイメージ図になります。

【資料No.1－1】 PP14

《事務局》

次に 14 ページになります。

都市計画変更の手続きの説明になります。都市計画の決定権者の区分は、北海道が決定するものと、小樽市が決定するものがありますが、ごみ焼却場は、表のとおり小樽市決定となります。

【資料No.1－1】 PP15

《事務局》

次に 15 ページになります。

最後に、都市計画変更のスケジュールについて御説明いたします。赤く囲っているところが、本日の審議会の部分となります。

先ほども御説明しましたが、これまでの経過としましては、まず、素案を作成しまして、令和5年9月から令和6年2月にかけて、住民説明会や関係機関との協議を実施しております。その後、今年の2月8日に開催した小樽市都市計画審議会で素案を審議していただき、3月にこれを原案として、北海道と事前協議を行いました。事前協議の結果としては、問題がなかったため、「意見なし」との回答をいただいております。

更に4月10日に案の公告を行い、2週間の縦覧を行いました。こちらについても意見書の提出はありませんでした。これらの結果を踏まえて、今回、小樽市都市計画審議会に変更案を諮問させていただいているところです。

今後の流れとしましては、本日、答申が得られましたら、知事協議を行い、6月に都市計画の変更告示がなされる予定となっており、これをもってごみ焼却場の区域の廃止が正式に決定されることになります。

続きまして、資料No.1－2につきましては、都市計画の決定手続きに使用する様式と図面になりますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後になりますが、資料No.1－3につきましては、縦覧の結果をまとめた資料となっております。説明は以上であります。

《会長》

ありがとうございました。

今、掲示されているスライドにありましたように、本年2月に当審議会において、本件について諮問に係る協議の前段、協議事項として御審議いただいております。今日初めて御参加の方もいらっしゃるので大変恐縮ですが、前回の会議では、機能が止まってからここまでだいぶ時間がかかったね、というような御質問があったように記憶しております。

その後、3月に道庁に事前協議、その結果意見なし。それから、4月に案の公告及び縦覧を行った結果として、資料にありますように意見書の提出はなかったということでございまして、今回は、諮問に関わる当審議会として、同意するや否やということについての御審議を頂戴することとさせていただきます。

ということで、どのような点でも結構でございます。御質問・御意見あれば頂戴したいと思います。

【質疑】

《A 委員》

今回の変更についてですが、そもそも日本共産党としては「新幹線関連は、一度立ち止まって見直すべきだ」という立場ですので、今回、新幹線関連も関わるということで、今回の諮問事項に賛成はできないのですが、ただ少し心配なのは、小樽は山や坂が多く、なかなか平地の土地もないということもありますし、今、天神2丁目のごみ焼却場は休止されているということですが、将来的にごみを処理するような場所が必要になったという場合に、廃止を決めて大丈夫なのだろうかという心配があります。この点について見解を聞きたいと思います。

《会長》

事務局お願いいたします。

《事務局》

ただいまお話がありました将来的な部分でございます。

先ほどの説明の中で足りなかったかもしれませんが、少なくとも、現天神のごみ焼却場につきましては、法規制の中で、もう使えないということでございますので、解体をするしかないであろうということで伺っております。

平成13年に、天神のごみ処理場が使えなくなるだろうという方向になり、もう一つの焼却場をどこに建てるべきなのかということで、先ほどの図面で言いますと、星印の2(資料No.1－1 P5)の、塩谷4丁目の場所に都市計画決定をした経緯がございます。

この時も、都市計画だけではなく、ごみ処理場の審議の中で場所を決定して、塩谷4丁目になったのですが、それがなかなか上手くいかずに、最終的には今現状にあります桃内になったということでございます。

今後、過去2回の事例でありましたように、新たな処理場を設置することになりますと、都市計画ももちろんでございますけれども、ごみ行政の部分の中の大きな議論があったうえで、場所の選定になっていくだろうというふうに思いますので、ここの天神がまたそのまま同じように場所として決定されるかどうかというのは、ちょっと分からないところかなと思うのが1点でございます。

2点目といたしましては、今後、人口減少などの課題の中で、現状の施設をより長く使っていくというような考えもございますので、このような考えでいきますと、現在の天神につきましては跡地利用として、新幹線関連の施設が来るということですので、これにつきましては、この場所を廃止して、新たな土地利用を進めていくということについては、合理性があると思っております、事務局ではそのような考えでございます。以上です。

《会長》

事務局から御説明がありましたが、いかがでしょうか。

《A 委員》

わかりました。

《会長》

よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見あれば頂戴したいと思います。

《B 委員》

まず、基本的なことを伺いたいのですが、11 ページに記載されている今回の計画変更の該当地は、所有者は全て小樽市ということでよろしいですか。

《事務局》

決定当初はすべて小樽市の土地でございました。図面一番下の土地については、浄化センターさんにその後、払い下げをしているということで、現状としては小樽市と浄化センターさんの土地が都市計画決定の区域の中に入っているということと、一部、河川用地として国有地が入っているというような状況でございます。

《B 委員》

浄化センターさんの土地に関しては、現状稼働されている状況なのでしょうか。

《事務局》

浄化センターさんとしては、当時、ごみ処理場が稼働している最中につきましては、燃やした後の灰や、施設自体のメンテナンスの一部を請負していたそうです。

稼働が終わった後も、この施設につきましては、解体が始まるまでは、施設の維持管理をしておりましたので、その辺りの請負もしていたというような状況で、現在も事務所として使われているということで伺っております。

《B 委員》

今回の計画変更において、12 ページには、新幹線の開業後の開発計画になっていると思うのですが、今も事務所として使われているということで、計画変更に伴う事業所の業務ができる、できないですとか、今後の開発のところで多分、浄化センターさんの建物は 12 ページで言えば、中長期駐車場兼多目的広場に該当すると思いますが、その辺りの先方さんとの調整というのはどのような感じになっているのでしょうか。

《事務局》

12 ページを御覧ください。

若干カラーになっている部分がございます、下の方に中長期駐車場兼多目的広場と言って、少しクリーム色っぽくなっているのですが、その周りが細い線で赤くなっております。

この範囲が小樽市の所有になっており、今のところ駐車場にはできるだろうということで確信をしているところでございまして、その外側の色が塗っていないところが、浄化センターさんの所有地ということになっております。

地元説明をしている中で、今のところは事務所として引き続き使える状況であるということで、御理解をいただいていると伺っております。

《B 委員》

もう1点あるのですが、確かこの焼却場の土地は、以前、土壌調査みたいなものをしたときに、有害物質か何かが確認されたということで、先日、新聞でもお見受けしたのですが、北海道からの許可というか、変更みたいなものがなされたというのは、確認しているのですが、その辺りの北海道とのやりとりと、有害物質が確認された今後の処理的なものだとか、今回の変更に関して何か影響があるのかとか、お示ください。

《事務局》

本日は専用の図面をお持ちしておりませんが、駅舎を挟んで上が北、下が南ということになります。駅舎を挟んで北側が、焼却場が建っている場所で、こちらについては市の方で調査しており、「ダイオキシン」は観測されましたが、基準値以下でした。

基準値を超えたのは「鉛」ということで、基準超過しております。基準超過につきましては、外に土砂を搬出しなければそのままいいというような区域に設定をされております。(土壌汚染対策法: 形質変更時要届出区域)

対処方法といたしましては、駐車場部分を掘り返さずに、アスファルト舗装にして、埋めてしま

うのであれば、そのままでも大丈夫ですよという区域になっております。

そして、もう1点、先般の新聞に確か出ていたのが、鉄道運輸機構で調査した部分でございます。鉄道運輸機構の調査は駅舎の真下の川を挟んで札幌側、倶知安側を両方やっております。先ほどの札幌側の方が、市の調査と地続きの部分があるのですが、そちらの方では、やはり同じ鉛が基準値超過で検出されております。これも指定としては、掘り返さないのであれば封じ込めで大丈夫ですよということです。

川よりも倶知安側の駅舎本体側にあたる部分では、ヒ素が検出されたそうです。そちらも封じ込めるならいいよというような濃度でありました。その後、駅舎を建築するにあたって、掘り返しの工事が必要になったそうで、該当するそのヒ素の基準値を超えた範囲につきましては、その土砂を全部撤去したというところで、その指定自体がなくなったということで、道庁の方からは川よりも倶知安側の区域がなくなったと。

ただ、区域としては鉛が出ている川よりも札幌側の方はまだ残っていると。

今後また同じように、機構の方は、駅舎を建築するための橋脚で土砂を搬出しなければならないというような計画もあるようですので、もしまた同じような搬出があるのであれば、範囲として、全部撤去できれば区域から外れる可能性もありますし、できなければ残った部分は、その分封じ込めということで処理がなされるものだということで認識をしてございます。以上でございます。

《B 委員》

詳しい説明ありがとうございます。

最後に、皆さん御承知のとおり、新幹線の札幌延伸が延期されたということで、小樽市の今回の都市計画以外でも、色々と開発行為ですとか、新幹線に伴う事業というものが予定されていると思うのですが、この都市計画の変更自体も、その延期云々にはかまわず、やはり計画通り進めていこうというべき姿勢で、今回こういったような諮問というか協議がなされているという理解でよろしいでしょうか。

《事務局》

今回の都市計画については、まず、ごみ焼却場の変更につきましては、先ほど申したように、機能廃止がもう確定しておりまして、更に今後の土地利用方向が決まっているものですから、これは延伸の延期にかかわらず、廃止すべきだということで考えておりまして、影響はないだろうということで考えている次第でございます。

《B 委員》

御説明ありがとうございます。

《会長》

色々とお質問いただきましたが、ほかにいかがでしょうか。

《C 委員》

都市計画の変更については、しっかり順を追ってスケジュールを進めていただいているので、変更に対する意見というのは特にはないのですが、先ほど B 委員からもありました浄化センターさんの話なのですが、ごみ焼却場というふうになっている場所が、昔は小樽市だったけども、一部浄化センターさんに払い下げをしたところがあると。それで、今現状、事務所として使っているところも、今回そのごみ焼却場のエリアから外れるということだと思うのですが、浄化センターさんも今、事業として汚泥の処理などは現状されているのかなと思うのですが、このごみ焼却場という部分から外れたとしても、事業に対する影響はないというふうに考えていいのでしょうか。

《事務局》

はい。我々はそのように考えておりますし、浄化センターさんからも、今の様な件のお問い合わせはなかったものですから、問題ないということで考えております。

《C 委員》

そうしますと、今の浄化センターさんの一部が駐車場などに今後なっていくとなったときに、駐車場のすぐ横が浄化センターの建物になるというようなイメージでいいのか、また、浄化センターさんがそこに居続けたいのかどうなのかという部分もありますが、特段普通の建物ではありませんけども、駅のすぐ面したところに汚泥を運ぶ車があつたりするという部分が、私は別に問題ないと思いますが、何か美観的な部分やイメージ的な部分で色々と思われる方がいらっしゃるのかなと思うのですがそのような意見というか、考えというのは寄せられたりはしていないでしょうか。

《事務局》

今現在、建物が建っているイメージが皆さんあるかどうか分かりませんが、まさにその建物のすぐ脇に、市が所有している建物が建っておりまして、その建物が解体されて、そこが駐車場になるということになりますので、イメージとしては建物のすぐ横が市の駐車場になる予定であるというのが一点です。

それから車両についてですが、今の事務所の裏側に何台か止められるスペースがございます。止められるスペースはあるのですが、浄化センターさんが所有している大きな車両が、少なくともこの場所で、稼働するような作業は行われておりませんので、作業のために入ってくることはないかと思います。

ただし、駐車場スペースとしてはございますので、場合によっては何回か入ることはあるかもしれませんが、この搬入路の奥の方にはクリーニング工場もございます。更に奥には市の消防の施設もあって、一定程度の一般車両の通行はあるものですから、頻繁ではないと思いますけれども、一定程度の駐車スペースとして利用するために運行して来る程度であれば、これはやむを得ずというようなことで認識をしてございます。

《会長》

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

《D 委員》

最初の方の質問と、少し重複するところがあるかもしれませんが、この新小樽駅ができて、開発が進んで、こういうところからもごみが出てくるわけだと思いますけれども、処理場というのは、既存の処理場で賄えるというふうにお考えでしょうか。

《事務局》

駅舎を含めたこの施設、また、周辺の駐車場ができたとしても、既存の焼却施設ですとか、埋め立て施設で賄い切れない、ということは考えておりませんので、現状の処理施設で満足するだろうということで認識しております。

《D 委員》

ありがとうございます。

《会長》

ほかにいかがでございましょうか。
もしよろしければ、諮問事項についての採決をとりたいと思いますがよろしいですか。

【採決】

《会長》

それでは、諮問事項「小樽都市計画ごみ焼却場の変更」について、本審議会として同意するかどうかについて、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います

(賛成多数)

《会長》

賛成多数と認めます。よって、本議案につきましては、当審議会として同意することといたします。どうもありがとうございました。

(4) その他

それでは続いて、(4)その他、でございます。事務局から何かございますか。

《事務局》

事務局からは特にございません。

《会長》

皆さんから全体を通して何かございますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の審議を終了とさせていただきます。御協力をいただきまして誠にありがとうございました。それでは、進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

5 閉会

《事務局》

本日は長時間にわたりまして、御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

次回の審議会につきましては、今のところではございますけれども、10月中旬の開催を予定しておりますので、次回もどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第199回、小樽市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は大変ありがとうございました。